



水 保 第 6 6 4 号

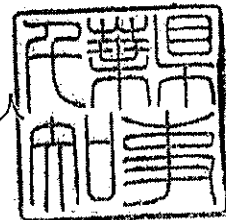
千葉県環境審議会 様

湖沼水質保全計画の策定について（諮問）

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月27日法律第61号）第4条第1項の規定により、湖沼水質保全計画を策定する必要があるため、下記のことについて諮問します。

令和8年7月16日

千葉県知事 熊谷 俊人



記

- 1 印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第9期）の策定について
- 2 手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第9期）の策定について



環 第 3 9 1 号

千 環 審 第 4 号

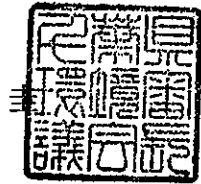
令和 8 年 7 月 2 1 日

千葉県環境審議会

水環境部会長 杉 田 文 様

千葉県環境審議会

会長 佐 藤



審議事項の部会への付議について

令和 8 年 7 月 1 6 日付け水保第 6 6 4 号で千葉県知事から諮問のあった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第 5 条の規定により、貴部会に付議します。

記

- 1 印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第 9 期）の策定について
- 2 手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第 9 期）の策定について